

参議院大蔵委員会会議録 第三号

第一百十四回
会

平成元年三月七日(火曜日)
午後二時四十分開会

委員の異動

二月十四日

辞任

村上

正邦君

明君

肇君

野末

陳平君

昭範君

楢木

又三君

河本嘉久藏君

河本久藏君

大河原太一郎君

大河原太一郎君

中村

太郎君

楢木

健太郎君

林

秀夫君

山本

富雄君

丸谷

金保君

本岡

昭次君

和田

和美君

鈴木

和美君

近藤

忠孝君

吉井

英勝君

栗林

卓司君

野末

陳平君

和田

教美君

和田

和田

鈴木

和美君

和田

—

ておいたらいいんじやないかということを前回指摘をいたしました。ところが財政節度という言葉で、何が節度だかよくわからぬのであります。

ういう言葉で、よく検討してみたらどうかといふことを私は注文として申し上げておいたのですが、大蔵省においてその後の検討経過

、なおこの問題に対しての対応についての考え方をまず聞かしていただきたいと思います。

期間にわたりまして収支が均衡するように本来仕組まれるべき性格のものでござります。したがいまして、その事業の收支を明らかにするために特別会計を設けまして、一般会計と区分経理をしているところでございます。

いたしました場合には、この特別会計の中に再保険金支払基金勘定がございまして、そこからの資金繰りで対応ができる、こういう仕組みに一応は

なつております。今回、六十三年の災害はこのよう
な再保険金支払基金勘定からの資金繰りでは対
応できないほどのかなり異常な災害でございま

す。したがいまして、一般会計から繰り入れをす
るということをお許しいただきたいということ
で、この法案を提出させていただいているわけで

ございますが、私どもその後いろいろ検討したのでござりますが、あくまでこの措置はやはり特
殊、異例な措置ではないか。そういたしますと、

やはりその都度法案といふ形で御審議をいただく。これまでもそうでございましたが、その都度農業共済のあり方、保険設計の仕組みについての

いろいろな御議論が出ておるわけでござりますが、そうした御審議をいただくことによりまして、本来收支均衡すべき制度が適切に運営され得るかどうか、通貨は年次盈余十倍以上ござる。

いなかどうか、通じない陥穽語句が行われてゐるかどうか、あるいは制度の健全性が農業の置かれました環境の変化に十分対応しているかどうかといふような御議論をして、たゞくことが制度の健全性

性を守るためにも必要ではないか、このような観点から、財政節度ということを守るためにもこの

○鈴木和美君 毎度同じく説明でございまして何ら進展がございません。私が問題にしていることは、二番目のところでも当時問題にしたと思うのですが、農業という問題に対しても最近いろいろ議論の対象になつてるのでござります。農業が国的な基幹産業であるといふのであれば、やはり日本の農業を保護していくという立場に立たなきやならぬと思うのです。ところが財政節度の方からいうと、どちらかといふと大蔵省は出したくないという方から財政節度とか点検とか、そういうものが行われているような感じがしてならないのです。ですから、もう少し災害の被害とか、特例の災害であるとかというようなことに対する手厚いことを考えるといふのであれば、制度的にも自動的にそういうものに繰り入れられるという制度をやつぱり設けておくべきだと私は思うのです。これはもう一度どうせ質問しても同じ答弁でございますから、またもう一回検討をお願いを申し上げておきたいと思います。

その次は、当時私は勉強不足で大変申しわけなかつたのですが、果樹共済についてちょっと農水省にお願いしたいのです。

果樹共済というのは、私の当時の理解では善良農家がなかなか保険に入らないということがあつて、いつも赤字の状態がつぶされている。それで優良農家をどうやって入れることを考えて保険というものを収支均衡合わせていくのかということを考えているのかという質問をしたことがあるのです。四十九年から五十五年に何か改正になつて、五十七年から実効が上がるとかいうようなお話をあつたのですが、農家の加入状況とか、それから果樹共済の収支の現状を短くて結構ですからお答えをいただきたいと思うのです。

ねらいは、母集團をできるだけふやしていただきたいとて収支の改善に寄与していくという趣旨でやつていただいたわけでございます。それなりの効果は出てきておりまして、かつては四百億を超す不況金の累計があつたわけでございますが、最近はなかなかがら改善をされておりまして、六十二年春

末におきましては三百八十一億余の、依然として不足ではござりますけれども若干減少の傾向が出てきているということが言えます。

しかし一方では、果樹共済の加入率につきましては、大変制度の改正あるいは皆さん方の努力による加入の増加のためのそれなりの努力はいたし

しておりますけれども、残念ながら全般的には、県によつてこれはかなり違ひがございますが、六十年度でいいますと、加入面積が六万ヘクタ

ル、かつては六万三千ヘクタールぐらいあつた時代もございますが、六万ヘクタール、比率では一四%を若干切る程度になつてゐるわけでございま

○鈴木和美君 そうしますと、この表で見させていただきまして、六十二年度末の不足金累計は三

百八十一億と、こう書いてありますね。これは最近は安定的に推移しているという農水省の評価でございますが、安定的ということに断定してよろしくおきなさい。

○政府委員(塩飽二郎君) 保険でござりますから
災害の発生によりましては収支の状況に非常に影響
が一方で出てくるつてござりますけれども、

幸いにして果樹の場合、制度発足以来、連年のよ
うに大きな災害がありまして、それが不足金の累
積に響いたわけでござりますが、最近では比較的

果樹関係の災害が少ないということが一方では原因としてあろうかと思ひます。

十五年の制度改正あるいは六十年の制度改正によりまして、果樹農家の中でもとりわけ專業的な農家の方の保険に対する希望をきめ細かくとらえた

タイプの仕組みも導入をいたしましたので、その結果が、これは一例でございますけれども、特定

の危険のみを保険に付するという特定危険方式といふ制度がござりますが、それなどを活用いたしまして加入者がふえてきてるという側面もござりますので、災害の動向にもよりりますけれども、こういう過去の制度改正がやっぱり効いてる限りにおいては、私の勉強不足もございまして、逐年安定の方向をたどっているということは努力されているということも評価できますので、どうぞこれからも安定的に推移するよう、さらに努力をお願い申し上げたいと思います。

○鈴木和美君 時間がございませんので深くお聞きするわけにいきませんが、お話を承つてお聞かれてるという側面はあるというふうに見ております。

次の問題ですが、水稻の問題で、共済掛金の料金算定の問題ですが、これは何で二十年間の実績を基礎にしてるのかということを尋ねたいのです。

実は、私も最初は、最近は品質の改良とか病虫害の駆除とか、技術の革新とか改革とかといふものが農業団体においても農家においても進んでいくから、まあ比較的二十年とかいう長い期間をとらなくても十年であつてももう大丈夫じゃないのかと、むしろその方が農家は助かるのじやないのかなと思っておつて数字を見たら、ちょっとそこには言えないと感じつつも、理屈上は何で二十年間でなきやならぬのかということがまだ私は納得いかないので、それとも、もう一度説明していただけませんか。

○政府委員(塩飽二郎君) 先生のおっしゃる十年、あるいは二十年ではなくてもっと短い期間を最近の変化を含んだ動向を的確に反映させるという観点からできないのかということをもつともござります。料率の算定の期間としてどの程度のタームをとるのか、非常に議論のあるところではあると思いますが、私どもは、そういう点につきましてもいろいろな観点から、やはり二十年というタームをとるのがいいのではないかということでやつてあるわけでございます。技術の変化は確かにございます。それによる災害により耐え得

たしておりますから、二十年ではござりますけれども、やはり最近の技術の動き、あるいは災害の起り方をそういう形で三年ごとに反映をさせるという仕組みでやつておりますし、やはり今後も

○鈴木和美君 わかりました、それは。
そういうことでやる必要があるのではな
うふうに考へるわけでござります。

もう一つの問題は、共済制度で仮に被災があるところとないところというものが、掛金においても同じく負担していると被害の少ないところといふのは年がら年じゅう掛金出し放しですわね、保険ですから。そういうようなことを考えると、全国的に被害の多い地域と、それからそうでないところ、県ごろごろのところなど、二三

県におしても多しとこそ少ないところというようなところは掛金において差がついてゐるのですが、それとももう少しこれから均衡するよう検討するというようなお考えがあるのかないのか、そこを伺いたい。

農作物、米なら米によりまして一つの算定のユ
ニットになるわけござりますが、それも全国一
律とかということではなくございませんで、組合を単
位に掛金の算定をすることにいたしております。
組合は月合づきより一つの算定のユ

組合は組合の広かりりが一つの算定の広かりりである
ということにいたしておりますが、だんだん組合
自体が広域化をいたしてきておりまして、一つの
組合の口二、三箇所をまたぐような組合になって

組合の中にも生産条件がかなり幅が出てまいりて
おりますので、被害の態様がそれだけ広がつてき
ております。

そこで同じ組合の中でも被災の発生の違いを的確にとらえるという見地から地域を指定をいたしまして、組合の中をさらに細分化して掛金の算

定ができるといふ仕組みをとつてゐるわけでござります。

うよシなケーブルでござましては、掛金の無事戻し
という制度を適用することにいたしまして、それ
ぞれの農家の保険需要に対応することができるよ
うな仕組みにしているわけでございます。

○鈴木和美君 最後の問題ですが、共済金支払い

の対象となる被害の要件、つまり減収割合の緩和ということの観点なんですが、一筆方式とか半分の相殺とか全部の相殺とかいう方式がございますね。この中で農家が一番選んでおる方式は一本

どか。それから、多分一筆方式が多いのだろうと私は思うのですけれども、どんな程度になつているか。それから、もう二つの谷底足切り

と言われ、三〇%だったですかな一筆方式は。こういうものをこれから農家の被害というようなものに對して手厚い方法をとると、いう意味におい

て、こういう足切りの緩和をやるような気持ちはないのかとということをお尋ねしたいと思います。

扶助を基礎にいたしました保険の仕組みをとつて
いるわけでございますので、現実に発生した被
害を全部国の財政負担の裏打ちがございます保険

の中で対応していくことは、やっぱり限界がございます。やはり農家にとっては基礎的な管理の責任というのは当然あるわけでござりますの

で、そういう基礎的な部分については農家の自助努力による損害防止というものに期待をせざるを得ないわけでございます。そういう観点から足切

りという考え方を制度の中に導入をいたしております。
わけでございます。

から設けておりますけれども、被害の発生をいたした場合の被害のとらえ方の難易という観点も同時に加味をいたしまして、今先生の方からお話を

ございましたように、一筆ごとに被害をつかまえていく一筆単位引受方式、これが三割を超える減少があつたときに補てんをするということで、い

わゆる三割の足切りになつてゐるわけでございま
すが、この一筆単位方式は約七一%ぐらい、金額
で言いまして加入率がございます。

それから、一筆単位方式に対しまして農家単位で入っていただく方式があるわけでございますけれども、これに二つございまして、被害を受けた圃場の被害を算定をいたしまして被害をつかまえ

しかし、これまでにも一般会計から農業勘定に繰り入れられた金額についてはかなりの額の繰り戻しが行われてきているわけでございます。いつまでということは難しいわけでございますけれども、私どもは今の保険の農業災害保険制度の仕組みを維持することによりまして、農業勘定から一般会計への繰り戻しは可能になるというふうに見ているわけでございます。

○太田淳夫君 将来の方向としまして、農水省の中でもこの農業共済補償については研究会をつくつて検討中ということも承つておるわけでございますけれども、どのような方向で見直そうとされているのか、お伺いしておきたいと思うのです。

○政府委員(塩飽一郎君) 農業災害補償制度はこれまでにも何回か改正をしております。一番最後の改正は昭和六十年に行われたわけでございます。それから五年近く経過しておるということもございますが、一昨年に農政審の答申といふものが行われまして、農政の展開がその農政審の出されました報告に基づいて行われてきているわけでございます。

農業災害補償制度のあり方あるいは運営につきまして、その農政審の答申の方向に即して、その一環として見直しをやつしていく必要があるのでないかというふうに考えまして、昨年秋から専門の方々に御参考をいただきまして現在検討をしているわけでございます。約一年ぐらいかけまして検討結果をまとめていただきたいと考えておるわけでございますが、具体的な検討の内容につきましては、現在の時点ではまだ研究会の検討が十分行われておりますので、私どもとして的確に申し上げるのは困難でございます。

いずれにいたしましても、農政審が求めておる足の強い農業を確立していく方向に即して、最も基礎的な制度でございます災害補償制度についても、より一層生産性の高い農業生産を実現していく上での災害補償制度面からの対応を図つていくために、改善すべきものは改善すると

いう見地から取り組みたいと考えておるわけでございます。

○太田淳夫君 我々は米の自由化については反対の立場でおるわけでございますが、国際競争力のある生産コストをどのようにして米について実現するかということ最近いろいろな方面で議論がされているわけでございます。

例えば全中は「二十一世紀を展望する農協の基本戦略」の中で、作業効率化、大規模化などで米の三割程度のコスト低減を目指す、このように言われておりますし、また総務庁の行政監察結果によりますと、経営規模の拡大、効率的な機械作業などで生産コストを現在の半分程度に低減できる、こういう指摘もしているわけでございます。

政府としましては、このような最近の論議を踏まえてどのようにそれを受けとめてみえるのか、今後の対応についてもどのようにされるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○説明員(武政邦夫君) 今お尋ねの件は、ことしの二月に総務庁が勧告を行いました中に、最近におきます現地の優良な事例を例にとりまして、生産コストの低減について成功している例、かつまた規模拡大等の積極的な努力によって生産費を著しく下げ得る努力がなし得るということを示したこと、また全農が今回いろんな運動方針として出したものをお指しになつておるとしておりま

る農林省もいたしましても、ここで具体的にコスト低減の目標をいつどの程度までかとということを示すことは難しいのでございますが、実は六十一一年十一月に、農政審議会を開いていただきまして、その中におきまして、「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」というものをお出しいただいております。この中では、今後技術が開発され普及されて、さらに進んでいくことを前提としますと、さらにその技術が駆使し得る営農、土地条件、そういうものが確保された場合には大幅なコスト低減、このときには大体五割から六割程度ぐらいのコスト低減ができるという試算を行つて

いるわけでございますが、このようなことが技術的には可能であるということを我々としては考

えているわけでございます。これにはいろんな前提条件がありますので、その前提を抜きにして考えることはできませんが、こういうことを一つの参考にして生産性を高めていくということは、農林省としても非常に重要なことであるというふうに考えておるわけでございます。

今回の運動方針なり勧告は、我々の農政の基本的な方向に沿つたものというふうに考えておりますので、これらの御報告や勧告をもとにしまして、我々自身も今後の農政を生産性を高めるという方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 また、国際の米相場ですか、その動向というのを見てみると、国際指標であるタイ貿易取引委員会の輸出価格というのは、昨年六月下旬から十二月初旬まではトン当たり三百ドルで推移してきましたけれども、その後下落をしてしまって、今年の一月下旬には二百六十五ドルまで下がつて、今年の一月下旬には二百六十五ドルまで下がつて、こういうような状況になつておるわけですが、長期的には米の価格動向についてはどういうふうになつていくのか、どのように予測されておるのでしょうか。また、政府としてはどのような対応方針を立てられているか、その点をお聞きしたいと思います。

○説明員(永田秀治君) ただいまお話をございましたとおりでございますが、米の貿易量といふものは生産量のわずか三、四%と極めて低い状況でございます。したがいまして、国際価格の変動というのはほかの穀物に比べて大きく動くという性質がございます。したがいまして、今後の見通しにつきましては、今申し上げたような点でなかなか見通しを申し上げることは難しいわけでござりますけれども、一九八七年産は東南アジアの干ばつでありますとか、あるいは水害等がございまして、生産が減少し、在庫水準が低下したということはございますが、八八年産の供給量はかなり豊富であったということから、当面は現在程度の価

格、先ほど先生おっしゃつておられましたが、ことの三月現在ではトン当たり二百七十五ドル水準になつておりますが、大体そんな価格で当面は推移するのではないかと考えております。

○吉井英勝君 私は、まず農業共済に関連して三点伺いたいと思いますが、一つは、農業災害の発生時に激甚災害法や天災融資法の適用される地域の場合ですと、通常、所得税、住民税、固定資産税などについては減免税の措置がとれますね。今回、四月一日から実施されようとしております消費税の場合、どういう措置を考えられるのか、これをまず伺いたいと思います。

○政府委員(塩飽一郎君) 昨年の東北を中心とする冷害の発生の際には、今先生の方からお話をございましたように、被害を受けられた農家の所得確保の見地から、税制上の特例措置につきまして、大蔵省あるいは自治省の方で的確な措置がとられるよう農水省から申し入れを行い、対応措置をとつていただいたわけでございますが、消費税との関係はどうかという御質問、ちょっと御質問の趣旨が十分よくつかめなかつたわけでござりますので、ピント外れのお答えになるかと思ひますが、被害農家の場合も、四月一日から消費税がスタートすることによりまして、その売り上げについての課税の対象になる農家あるいは三千万の免税農家の分類によりまして、それぞれの対応が出てくるわけでございますが、私どもの理解では、

農家の場合、九九%程度の農家が年間の売り上げが三千万未満のいわゆる免税農家に該当をいたします。

したがつて、その売り上げのマージン部分については消費税の問題は原則として発生しないわけですが、御案内のように資材の購入等にございますが、御案内のように資材の購入等におきまして当然消費税が含まれているものをかるるわけでございますので、そういう面からは消費税の問題が発生をいたしませんけれども、昨年の被害農家について特に消費税がどのようになつてくるのかということについての先生の御質問の趣旨が必ずしもよくわかりませんので、ちょっと

的確なお答えができないので大変申しわけないわけでございますが、以上のようなことでございま

す。

○吉井英勝君 大蔵省の方に確認しておきたいと思うのですが、マージン分については多くは三千万以下だからというお話しございました。ですか

ら、まず苗なり肥料なり種なりそれから農機具な

り農業なり、購入する農業関係の資機材それから農家の生活にかかるものについては全部、いかに

農業災害が発生したといえどもこれは通常の激

災、天災融資法が適用される場合の直接税の場合とは違つて消費税についてどうも措置がない、こ

ういうふうに今も伺つたのですが、そういうふうに理解していいのですね。

○政府委員(尾崎謹君) 消費税の場合でございま

すが、災害による租税の減免等につきまして特例法として災害減免法というのがあるわけでござい

ますけれども、消費税についてはこの災害減免法の規定の適用がございません。なぜかと申します

と、消費税は課税事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対しまして課税するものであります。

したがいまして、例えば商店等を例にとつて考

えてみますと、災害によつて商品がそこで滅失し

てしまつたという場合には、それを売るというこ

とがないわけでござりますから、そこで消費税が発生するということがないわけでございます。一方、しかしその商品は過去において仕入れしたものでござります。仕入れの段階におきまして、御承知のとおり即時控除ということで既にその仕入れ分の消費税につきましては控除しているわけでござりますから、既にそういう意味で税の負担はそこでもう清算がされているということございま

す。したがいまして、特別の免除措置というものを置いてございません。

○吉井英勝君 農業災害を受けた地域の人たちが

農業資機材を購入する場合に、当然消費税分を払うわけですね。これについては減免等の措置はな

いですねということにして、これはそのとおりです。

○政府委員(尾崎謹君) お買いになつた方が課税

業者でござりますと、それは仕入れ控除というこ

とで实际上税負担を引いてしまいますから、減免

ということの必要はないわけでございます。それ

から、もし非課税業者でござりますと、そもそも

消費税の話の外にいるわけでござりますから、こ

れも減免という問題はないわけでござります。

○吉井英勝君 いや、みずから購入する分につい

て三%負担しなきゃいけないのだから、それは

ちゃんと負担しなければいけないでしようとい

ふことで、これについての減免の方法はないです

ね。

○政府委員(尾崎謹君) それは免税事業者の場合

をおつしやつておられるのかと思いますが、そう

であれば減免措置というもの対象になりませ

ん。

○吉井英勝君 これはいづれにしろ農家の経営を

考えた場合に、購入すべき資機材等については當

然三%かかつてくるわけで、生活についてもか

かつてくるわけで、一切減免というのはないとい

うことで、ですからこの点では風水害その他災害

に遭つたときに、所得税その他においては減免な

いしは猶予の制度があるので、消費税の場合にはそれはないということで、税の追い打ちとい

うことでは極めて過酷なものであるという点を指

摘しておいて次に移りたいと思います。

オレンジの輸入に伴つて温州ミカンの廃園など

が全国で二万二千ヘクタール、これは国の方で今

進められておりますが、大阪でも温州ミカン園の二六・三%六百ヘクタールが廃園、こういうこ

いて、廃園にすると今度は農地相続税の納税猶予制度の適用打ち切りなどが検討されているということも伺つておりますが、廃園に追い込むだけであつて税制上の配慮というのは何もないのかどうか。この点二点についてまず伺いたいと思いま

す。

○政府委員(塙館一郎君) 二つの御質問のうちの前段の共済と廃園との関連の御質問についてお答

えを申し上げますと、果樹共済は当然病虫害を対象といたしているわけござりますが、それはあ

くまで一般的の果樹栽培者が行う防除を行つても、なお病虫害による減収があつた場合に、果樹共済における事故として補償の対象となることになる

わけございまして、通常の防除を行わなかつたために発生したと認められる減収量については、

損害評価に当たつてその減収量を差し引くとい

うような措置も行われておりますが、ただいま申し上げたように、あくまで一般的の栽培者が行う防

除、したがつてその中には廃園地からの病虫害の蔓延の防止策なども含まれる、そういう一般的の防除行為を行つて、なお病虫害による減収があつたというような場合には、当然果樹共済による事故として共済の対象になつてくるわけございま

す。

○政府委員(尾崎謹君) まことに申しわけございませんが、ちょっと税金の関係がよく御質問の意

味がわからなかつたのでございますが。

○吉井英勝君 廃園ということを今進めておられ

ますね。廃園にした場合に農地相続税の納稅猶予

の制度、これが適用打ち切りといふことが考えら

れていると伝えられておりますが、廃園に追い込

みでござりますが、廃園に追い込まれた場合に農地の相続税の納稅猶予制度、これがこれまでまた一つ問題なんですが、この点はいかがお考えなのか伺いたいのです。

○政府委員(尾崎謹君) 廃園になつた後その土地

が農地でなくなりますと、当然相続税の延納措置の適用はなくなります。

○吉井英勝君 これは廃園にしなさいということ

でさせるわけですね。当然廃園になつたところは

病虫害の駆除等々はまづしなくなる。そうする

と、隣接の優良農地の人々がそこから来る分に対し

てもみずからやりなさいということ、これはどう

もそういうお考えのようですね。それをやつてもまだ被害があつたら何とか考えましょう、ですか

らその点では廃園に追い込んでおいて優良農地への被害については対策を考えでないといふこと

と、そういうふうに私は伺つたのですが、そういう理解でよろしいかどうか。これが一点と、やはり水田をやめてミカンをつくれと言われてつくつたら、今度はミカン園をつぶせ、こういうことで廃園を避けようにももう意欲を奪われてしまう。

政府の言うことをどこまで聞いておつたらどういうことになるかわからぬじゃないかという、そういう農民の声というのが現実にあります。そういう

農家の皆さんのが声についてはどのようにこたえています。

廃園を避けようにもう意欲を奪われてしまう。

政府の言つたことをどこまで聞いておつたらどう

うことになるかわからぬじゃないかという、そういう農民の声といふのが現実にあります。そういう

農家の皆さんの声についてはどのようにこたえています。

いかれるのか、この点を伺つておきたいと思

います。

○委員長(梶原清君) 時間が参つておりますので、簡単に御答弁いただきます。

○政府委員(塙館一郎君) 今おつしやられたよう

な過去のミカン園の造成の経緯なんか踏まえま

して、自由化に伴う対策といたして廃園を含むミ

カンその他の関連対象農作物についての措置がと

られたというふうに御理解をいただきたいと思

います。

○委員長(梶原清君) 時間が参つておりますので、簡単に御答弁いただきます。

○政府委員(塙館一郎君) 今おつしやられたよう

な過去のミカン園の造成の経緯なんか踏まえま

して、自由化に伴う対策といたして廃園を含むミ

カンその他の関連対象農作物についての措置がと

られたというふうに御理解をいただきたいと思

います。

○説明員(武政邦夫君) 廃園における措置でござりますけれども、できるだけ私どもも集団的な優良園地は集団的な優良園地として残るよう的確に

できるだけ私どもも指導しております。さればそういう部分につきましても、また後継者がい

ないような場合につきましても、賃借権の設定等によりまして集団的な優良農地自身は残るよう

指導をしてまいりたいと考えております。どうしてもだめな場合には伐採したミカン園の焼却等適

別表第一(A)第〇八一一・九〇号中

その他のもの(ベ
リ一及びサワー
チエリーを除く。)

一〇%

一〇%

一〇〇八・三〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
カルダモン類
一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%
無税

桃及びなし
その他のもの(ベリー及びサワーチエリーを除く。)

桃、なし及びベリー

一〇%

一〇〇%

一〇〇九・〇四

別表第一(A)第〇九・〇四項を次のよう改める。
○九・〇四

(二) 破碎し又は粉碎したものの
とうがらし属又はピメント属の果実(乾燥し、破
し又は粉碎したものに限る。)及びこしよう属の
ペッパー

四・二%
無税

〇九〇四・一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

四・二%

〇九〇四・三〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九〇四・一二

破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九〇四・一〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項の次に次の二項を加える。

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの

七%

〇九一〇・三〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九・〇七

丁子(果実、花及び花梗に限る。)

四・二%

〇九一〇・四〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九〇七・〇〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの

七%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九・〇八

肉ずく
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・九一

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九〇八・一〇

肉ずく
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・九九

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九・〇八

肉ずく
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・九〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

〇九〇八・一〇

肉ずく
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・九〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

二 その他のもの

四・二%

〇九一〇・九〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項を次のよう改める。

〇九・〇四

とうがらし属又はピメント属の果実(乾燥し、破
碎し又は粉碎したものに限る。)及びこしよう属の
ペッパー

四・二%

〇九一〇・一〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項を次の三号を加える。

〇九・〇四・二〇

破碎し又は粉碎したものの
サフラン

四・二%

〇九一〇・三〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・二〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

別表第一(A)第〇九・〇四項中

〇九一〇・五〇

一 小売用の容器入りにしたもの
二 その他のもの
(二) 破碎し又は粉碎したもの

四・二%

〇九一〇・五〇

(二) 破碎し又は粉碎したもの
うこん

四・二%
無税

関税定率法第三条第一項の規定の適用を受け
る他のもののうち

に改める。

一五二九・一九	オレイン酸	二・五%
一五二九・二〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	二・五%
一五二九・三〇	工業用の脂肪性アルコール	二・五%
一五二〇・一〇	グリセリン(純粹であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%
一五二〇・一〇	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%
一五二一・一〇	その他のもの(合成グリセリンを含む。)	五%
一六・〇一	植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	五%
一六〇一・一〇	植物性ろう	五%
一六〇一・五〇	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	五%
別表第一(A)第一六〇一・四九号の次に次の一号を加える。		
牛のもの		
二 その他もの		
B その他もの		
(b) 調味した後に乾燥したもの		
(d) その他のもの		
ハ その他のもの		
(1) 平成二年三月三一日までに輸入されるもの	一〇%	無税
(2) 平成二年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	一〇%	無税
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	一〇%	無税
一七〇一・九〇 その他のもの(転糖を含む。)	六〇%	五%
一七〇一・九〇 その他のもの(転糖を含む。)	七〇%	五%
一七〇一・五〇 果糖(化学的に純粹なものに限る。)	七五%	五%
一七〇一・九〇 その他のもの(転糖を含む。)	九%	五%
別表第一(A)第一七・〇一項中		
一七〇一・九〇 その他のもの(転糖を含む。)		
一七〇一・九〇 その他のもの(転糖を含む。)		
一七〇一・九〇 に改める。		

別表第一(A)第一八〇四・〇〇号中「二・五%」を「無税」に改める

二 その他のものの

<p>二 その他のもののうち チョコレートの製造 用のココアを含有す る調製食料品につい て、当該年度におけ るチョコレートの製 造用の当該調製食料 品及び粉乳の需給そ の他の条件を勘案し て政令で定める数量 以内のもの</p>	<p>一 砂糖を加えたもののうち デューインガムその他砂糖菓子以外のもの (塊状、板状及びペースト状のものを除く。)</p>	<p>二 その他のもののうち チョコレートの製造用のココアを含有する調製</p>
二八%	無税	別表第一(A)第一八〇六・二〇号中

に改める

宗表第一(A)第156頁

通月の三倍量を算定する
品及び粉乳の需給その他
の条件を勘案して政令で定める数量
以内のもの

無税

き

（他のもの）のうち
チューインガムその他の砂糖菓子以外のもの
塊状、板状及びペースト状のものを除く。
の他のもの）のうち
チヨコレートの製造用のココアを含有する調製
食料品について、当該年度におけるチヨコレー
トの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給そ
の他の条件を勘案して政令で定める数量以内の
もの

第一九一〇二項の次に次の一項を加える。
チヨコレートの製造用のココアを含有する調製
食料品（例えは、コーンフレーク及び粒状の穀物
（どうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調
理その他の調製したもの）
穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製
食料品（例えは、コーンフレーク及び粒状の穀物
（どうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調
理その他の調製したもの）
穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調
製食料品のうち
朝食用穀物調製品（米、小麦、大麦、裸麦及びラ
イ小麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを
除く。）

第一〇二一・九〇号中 「トマトピューレー及
びトマトペースト」

トマトピューレー及びトマトペースト
トマトケチャップその他のトマトソースの製
造に使用するものについて、当該年度におけ
る国内需要見込数量から国内生産見込数量を
控除した数量を基準とし、国際市況その他の
条件を勘案して政令で定める数量

に改める。

別表第一(A)第一九〇・〇二項の次に次の一項を加える。 一九〇・〇四	穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製 食料品(例えば コーンフレーク)及び粒状の穀物 (どうもろこしを除く。)であらかじめ加熱による調 理その他の調製をしたもの	一九〇四・一〇	朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麥及びラ イ小麦を単に膨脅させて又はいつて得たものを 除く。)	トマトイユーレー及 ブトマトペースト
別表第一(A)第一九〇・一・九〇号中				

一五
四
%
—
を

以内のもの
その他のもの

別表第一(A)第二〇〇五・五一号中 「一 砂糖をえたもの」

無税

(1) パルプ状のもののうち
バナナ及びアボカドー

(2) その他のもののうち
ベリー、ブルーン、バナナ、ア
ボカドー、マンゴー、グアバ及び
マンゴスチン以外のもの

三〇%

一 砂糖をえたもの
(1) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)
(2) その他のもの

一〇%

別表第一(A)第二〇〇五・九〇号中 「豆(さや付きのものを除く。)」
豆(さや付きのものを除く。)

(1) パルプ状のもののうち
ブルーン、バナナ及びアボカドー

二八%

別表第一(A)第二〇〇五・九〇号中 「豆(さや付きのものを除く。)」
豆(さや付きのものを除く。)

一四%

(2) その他のもののうち
さといも(冷凍したものに限る。)
その他のもの(ブルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンを除く。)

二八%

に改める。
を

二八%

に改める。
を

別表第一(A)第二〇〇八・一九号中 「二 その他のもののうち
パルプ状のもののうち
いつてないか
シューナット以外
のもの」

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇一・一〇号中 「二 その他のもののうち
インスタントコーヒー
(1) インスタントコーヒー
(2) その他のもの」

二一%
二一%
二一%
二一%
二一%

一四%
一四%
一四%
一四%
一四%

を

別表第一(A)第二〇・〇九項を削る。

二一%
二一%
二一%
二一%
二一%

一〇%
一〇%
一〇%
一〇%
一〇%

を

別表第一(A)第二一〇一・一〇号中 「二 その他のもののうち
マヨネーズ

一六%
一六%
一六%
一六%
一六%

一四%
一四%
一四%
一四%
一四%

を

別表第一(A)第二一〇三項を削り、同項に次の二号を加える。

二一・三%
二一・三%
二一・三%
二一・三%
二一・三%

に改める。

を

一 その他もののうち
カシューナット(いつたものを除く。)以外
のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

(1) パルプ状のもののうち
カシューナット(いつたものを除く。)以外
のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

(2) その他のもののうち
マカダミアナット(いつたものに限る。)
及びベカン(いつたものに限る。)

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

その他のもののうち
アーモンド、ココヤシの実、プラジルナッ
ト、パラダイスナット、ヘーゼルナット、
カシューナット及びぎんなんを除く。)

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二八%
二八%
二八%
二八%
二八%

を

二〇〇八・九九
一 梅
二 その他のもの

二八%
二八

第〇四・一〇項の物品のもの以外のものの

うち

ビタミンをもととした栄養補助食品及び

植物性たんぱくを加水分解したもの

別表第一(A)第二三・〇九項を次のように改める。

二三・〇九

二三〇九・一〇

飼料用に供する種類の調製品

犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)

のうち

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

に改める。

するもの
その他のもの

一キログラム
につき、七〇
円の重量比に
よる乳糖の含
有率が一〇%
を超える一%
ごとに七円を
えた額

一キログラム
につき、七〇
円に重量比に
よる乳糖の含
有率が一〇%
を超える一%
ごとに七円を
えた額

その他のもの(気密容器入りのもの(容器とともに
一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。)を除く。)のうち

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超
るもの(粗たんぱく質の含有量が全重量の三
五%未満のものに限る。)以外のもの(うち
粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、
キューブ状その他これらに類する形状のもの
(含有糖分をしょ糖として計算した重量
が全重量の五%未満かつ遊離でん粉の含有
量が全重量の二〇%未満のもので、粗たん
ぱく質の含有量が全重量の三五%未満のもの
に限るものとし、政令で定める選別方法
により分離できる碎米、米粉及び米のミー
ルの重量が全重量の一〇%以上のものを除
く。)以外のもの

二三〇九・九〇

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用

(3) その他のもの	(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)	(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)
			(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの
			(2) その他のもの
			(b) その他のもの

(b) その他のもののうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	別表第一(A)第二七一〇・〇〇号中	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(2) 灯油
		(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
		(2) その他のもの	(2) その他のもの
		(b) その他のもの	(b) その他のもの

(3) その他のもの	(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)	(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)
			(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの
			(2) その他のもの
			(b) その他のもの
			(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの
			(2) その他のもの
			(3) その他のもの

(2) その他のもの	B その他のもののうちノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(2) 灯油
		(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
		(2) その他のもの	(2) その他のもの
		(b) その他のもの	(b) その他のもの
		(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの
		(2) その他のもの	(2) その他のもの
		(3) その他のもの	(3) その他のもの

○号及び第一五・一九・三〇号を削る。

別表第一(B)第一五・二〇項及び第一七・〇二項を削る。

別表第一(B)第一九・〇四・一〇号を次のように改める。

一九〇四・一〇

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品のうち
朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麦及びラ
イ小麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。)以外のもの

別表第一(B)第二〇〇八・一九号中

(2) その他のもの
アーモンド(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

(i) アーモンド
(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

(ii) ベカン(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

(iii) その他のもの
ペカン(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

(iv) その他のもの
ペカン(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

(v) その他のもの
ペカン(いつたものに限る。)及びマカダミアナット

八%

一〇・二%

八%

一九・二%

(2) その他のもののうち
アーモンド(いつたものに限る。)及びマカダミアナット(いつたものを除く。)
その他のもの(ココヤシの実、ブラジルナッツ、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシュー・ナット及びぎんなん以外のものにあつては、いつたものを除く。)

別表第一(B)第二〇一・一〇号を削る。

別表第一(B)第二一〇三・九〇号中

(2) (1)	ソース マヨネーズ	八%
(2)	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一六%
(3)	その他もの	一一・八%

九・六% 一六% 一一・八%

に改める。

一 ソースのうち
フレンチドレッシング及びサラダドレッシング
その他のもの(マヨネーズを除く。)

別表第一(B)第二一〇四・一〇号を削る。

別表第一(B)第二一〇六・九〇号中

八% を削る。

別表第一(B)第二七一〇・〇〇号中

C その他のもの
(a) 航空機用のもの
(アンチノック剤を加えてないもの
を含む)
(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの
一キロリットルにつき二、四二六円四〇
(2) その他のもの
燃料用のもの
(政令で定めるものに限る。)
一キロリットルにつき二、六九六円
一キロリットルにつき二、六九六円

石油化学製品の
製造に使用する
もの、アンモニアの製造に使用する
もの及びガス事業法第二条
第二項に規定する一般ガス事業
者がガスの製造に使用するもの
を除く。)

一キロリットルにつき一、七二〇円

別表第一(B)第九六〇一・九〇号を削る。

別表第二第〇八〇二・九〇号中「六%」を「三%」に改める。

別表第二第〇八〇三・〇〇号中「一一・五%」を「一〇%」に、「二五%」を「一〇%」に改める。

別表第二第〇九〇一・二一號及び第〇九〇一・二二號中「一〇%」を「一〇%」に改める。

別表第二第一四〇四・九〇号中

かしわの葉及びさるとりいばらの葉

無税

に改める。

別表第二第一五五・九〇号中「一〇円」を「五円」に改める。

別表第二第一五一九・一一号及び第一五一九・一二号中「三・一%」を「無税」に改める。

別表第二第一八〇三・一〇号中「五%」を「三・五%」に改める。

別表第二第一八〇三・二〇号中「一〇%」を「七%」に改める。

別表第二第一八〇五・〇〇号中「五%」を「一〇・五%」に改める。

別表第二第一〇八・一九号中

マカダミアナット

六・四%

を

かしわの葉及びさるとりいばらの葉

マカダミアナット

六・四%

を

別表第二第一〇・〇八項中

マカダミアナット

六・四%

を

掲げるところのうちボップコーンの製造に使用するもの(爆裂種のものに限る。)については、なお従前の例による。

この法律の施行前に旧暫定法第七条の第四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正)

第四条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「携帯貨物」を「輸入貨物」に改め

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 第十九条の四第一項第一号中「別表第一(A)第二七一〇・〇〇号の一の(イ)のCの(b)」を「別表第一(A)第二七一〇・〇〇号の一の(イ)のCの(b)」の(1)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 第十九条の四第一項第一号中「別表第一(A)第二七一〇・〇〇号の一の(イ)のCの(b)」を「別表第一(A)第二七一〇・〇〇号の一の(イ)のCの(b)」の(1)に改める。

(特別会計法の一部改正)

第八条 第八条を加える改正規定(「第七条の六」を加える部分に限る)及びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という)第六条の二若しくは第六

〇〇二・九〇号の改正規定、同表第一〇・〇三項を削る改正規定及び同表第一一・〇三項を削る改正規定及び同表第一一・〇三項を削る改正規定 平成元年七月一日

第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に

「旧暫定法」という第六条の二若しくは第六

〇〇二・九〇号の改正規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の輕減税率の適用を受けた旧暫定法第一(A)第一〇〇五・九〇号に

は旧暫定法第八条の七の輕減税率の適用を受けた旧暫定法第一(A)第一〇〇五・九〇号に

は旧暫定法第八条の七の輕減税率の適用を受けた旧暫定法第一(A)第一〇〇五・九〇号に

は旧暫定法第八条の七の輕減税率の適用を受けた旧暫定法第一(A)第一〇〇五・九〇号に

及び粗油(以下「重油等」という。)を「次に掲げる物品に改め、「並びに石油及び石油代替エネルギー対策」、「これらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより」及び「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を削り、同条に次の各号を加える。

一 関税税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び青油(原油に限る。)

二 関税税率法別表第二七一〇・〇〇号の一の(イ)に掲げる揮発油

三 関税税率法別表第二七一〇・〇〇号の一の(イ)のBに掲げる灯油

四 関税税率法別表第二七一〇・〇〇号の一の(イ)に掲げる軽油

五 関税税率法別表第二七一〇・〇〇号の一の(イ)に掲げる重油及び粗油

六 附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

七 附則第七項及び第九項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第八条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十二条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十三条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十五条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十六条 第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 平成元年度に改める。